

山口県有料老人ホーム設置運営指導指針に関する留意事項

この留意事項は、山口県有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「県指針」という。）に基づき有料老人ホームの事業開始前に指導を行うに当たり、県指針の運用等について有料老人ホームとして満たすことを求める事項について示すものである。

1 規模及び構造設備

県指針7（9）一イ及び七に規定する介護居室の床面積及び介護居室のある区域の廊下については、次のとおりとする。

（1）床面積

介護居室の1人あたりの床面積については、便所、収納スペース等を除いた壁芯面積とする。なお、介護居室に係る床面積の規定については、一般居室においても準用するものとする。

（2）廊下の幅

介護居室のある区域の廊下幅については、両手すり設置後の内法寸法（有効幅員）とすること。なお、介護居室のある区域の廊下等については、一般居室のある区域においても準用するものとする。

附 則

この留意事項については、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この留意事項については、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この留意事項については、平成27年7月1日から施行する。